令和２年度　事業計画書

日本赤十字社　三重県支部
Japanese Red Cross Society

Mission statement

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する７つの基本原則にしたがって行動します。

人　道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公　平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中　立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
独　立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉　仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単　一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

はじめに

赤十字運動の推進につきましては、平素から県民の皆様並びに地区・分区をはじめとする関係者の皆様の深いご理解と温かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

三重県支部は、県民の皆様の長年にわたる温かいご支援をいただき、創立 130 周年を迎えることができました。これも、赤十字の理念や活動に理解と共感を寄せていただいた赤十字会員をはじめ多くの県民の皆様並びに地区・分区やボランティアの方々の今日までのご支援の賜物と心から感謝を申し上げます。

日本赤十字社では、全社一丸となり創立150周年に向けて「日本赤十字社 長期ビジョン」を策定し「国内外における人道支援活動の要となり、わが国の地域医療・血液事業の中核を担う」ことを目指す姿として更なる赤十字活動に取組んでまいります。

さて支部事業につきましては、甚大な被害を及ぼし三重県民にとって忘れることのできない伊勢湾台風の襲来から 60 年余りが経ちましたが、昨今、災害は増え続けています。昨年は、台風 19 号の襲来で東日本を中心に多大な被害が発生し、三重県支部からも長野県支部に支援連絡調整員を派遣しました。また、長野県長野市にこころのケアチームを派遣し、診療支援活動やストレスを抱える方々へのケアに努めました。三重県支部は、今後も引き続き大規模災害の発生に備え、医療救護班の体制強化等に努めてまいります。

また、「災害からいのちと健康・安全を守る」赤十字を実践する為、救急法等の講習会、赤十字防災啓発プログラム、青少年赤十字防災教育プログラム等を地域や学校、企業へ普及啓発に努めてまいります。その他、赤十字ボランティア活動、青少年赤十字活動及び国際救援活動にも積極的に取組んでまいります。

これらの活動の財源を賄うのは赤十字活動資金であり、県民の皆様へ赤十字運動の理念と活動の普及に努め、１人でも多くの方々からご支援がいただけるように取り組んでまいります。

医療事業につきまして、伊勢赤十字病院は新病院開院から８年が経過致しました。「地域医療を守る」という強い思いを抱き、高度急性期・急性期医療を中心に機能の充実を図りつつ医療提供に取り組んでまいりました。また県南部における救急医療の「最後の砦」として、２次・３次救急に対する医療提供体制も強化してまいりました。さらにはドクターヘリの運航にも積極的に協力し、全県的な救命率の向上にも努めております。

今後も、地域の方々の期待に応える為、より一層の機能強化を図り、赤十字病院として質の高い患者さま中心の医療を提供できるよう尽力してまいります。

血液事業につきましては、広域事業運営体制に移行して 8 年目を迎えました。三重県赤十字血液センターは、東海北陸ブロック血液センターと連携し県内の医療機関に安心で安全な血液製剤を供給できるように 365 日 24 時間体制による安定的な供給に努めています。

献血者の確保については、需給計画に基づき、県内で必要な血液を確保するために街頭啓発や広報活動を実施し、市町、関係団体等への推進活動を強化したことにより、献血バスにおける献血者が前年度と比べ増加しています。三重県の課題の一つである若年層への献血推進活動については、引き続き高校生への献血セミナーや高等学校での学内献血を継続的に取り組んでいきます。

四日市献血ルームにおきましては 2 月 1 日に移転をし、幅広い年齢層の多くの方に利用していただけるような空間にリニューアルいたしました。

今後も医療機関の血液需要に見合った採血計画に基づき県・市町及び献血協力団体等と連携して、血液の安定供給を図るための取り組みに努めてまいります。

以上、各事業につきましては、赤十字の使命を果たすために、なお一層の効率的・効果的な事業運営に努め、創意と情熱をもって赤十字関係者一同努力をいたす所存でございますので、今後とも変わらぬご支援・ご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

日本赤十字社三重県支部
支部長　野呂昭彦

目　　次

日本赤十字社　長期ビジョン ……１

１.国内災害救護……２

２.国際活動……７

３.医療事業・保健社会活動……９

４.赤十字看護師の養成……１５

５.血液事業……１６

６.社会福祉事業……１９

７.救急法等の講習……２０

８.青少年赤十字活動……２３

９．赤十字ボランティア活動 ……２６

１０.赤十字会員の増強と活動資金の募集……３０

１１.赤十字の普及と広報活動の推進……３４

１２.事業推進のための会議と事業を担う人材の育成……３５

令和２年度歳入歳出予算 ……３７

日本赤十字社 長期ビジョン

～2027 年（5 月 1 日）創立 150 周年に向けて～

目 指 す 姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

長 期 戦 略

事 業 戦 略

災害や紛争時における支援の充実とレジリエンスの強化
超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活の追求
多様化が進む社会における人道の輪の拡大

運 動 基 盤 強 化 戦 略

会員の赤十字運動への参画促進
奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充
国際赤十字との更なる協働

この長期ビジョンを道標として、私たち一人ひとりが自らの発想と意思を持って活動に取組み、どのような状況にあっても「人間のいのちと健康、尊厳が守られる」世界を目指してまいります。

日本赤十字社三重県支部、伊勢赤十字病院、三重県赤十字血液センターは、今後も広く県民の皆さまに赤十字活動の周知を図るとともに、赤十字としての使命を果たすためにチャレンジを続けてまいります。

１．国内災害救護

日本赤十字社の救護活動は、災害・紛争・感染症で失われる命を守り、その苦痛を限りなく軽減するための活動や、地域における平時からの防災・減災の知識・技術の普及強化、行政等と連携した地域での講習普及等による地域のレジリエンスの強化を重点事業として取り組んでいます。

近年、日本では大規模災害が頻発しており、令和元年も台風第 15 号、台風第 19 号等の災害が発生し、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。

日本赤十字社では、災害が頻発化・激甚化・広域化するなか、今後発災が予測される南海トラフ地震や首都直下地震等においても、災害からいのちを守り、被災した人々の苦痛を軽減するため、災害対応能力の更なる強化を図ります。

三重県支部でも、今後発生が危惧される災害に対して「災害時における支援の充実」と「レジリエンスの強化」を主要な課題として、国、県及び各市町で開催される訓練に参加し、連携を図るとともに、災害における被害を軽減するために、赤十字講習会に加えて、防災・減災の思想や知識、技術の普及啓発に取り組みます。

（台風第 19 号災害に対するこころのケア班の派遣）

（血圧測定を行いながら傾聴）

（１）医療救護活動

①救護班等の編成

ア. 常備救護班を伊勢赤十字病院に８個班、三重県赤十字血液センターに１個班編成し、訓練・研修を重ねて災害の発生に備えます。

（1 個班の編成基準）

医師	看護師長	看護師	主事	計
１名	１名	２名	２名	６名

（救護班要員任命式）

※救護班については、救護業務の状況により、個々の基準人員を増減することがあるほか、必要がある場合、薬剤師・助産師・こころのケア要員等を編成に加えることがあります。

※大規模災害時には、救護班２班と薬剤師・助産師を加えた１４名で構成するｄＥＲＵ班を編成することもあります。

※ｄＥＲＵ・・・domestic Emergency Response Unit の略

日本赤十字社では、大規模災害発生後、一刻も早く被災地において診療を開始することを目的として、全国２０か所にｄＥＲＵ（仮設診療所）を整備しています。ｄＥＲＵとは、仮設診療所設備とそれを運ぶトラック、訓練されたｄＥＲＵ職員、それらを円滑に運用するためのシステムの総称です。資機材の総重量は約３トン、麻酔、抗生物質などの医薬品、救護所用大型テント１張、外科用具など医療資機材のほか、診察台、簡易ベッド、担架、貯水タンク等が積載されています。

現在、当支部では、ｄＥＲＵを伊勢赤十字病院に配備し、大規模災害に備えています。

イ. ＤＭＡＴチームの登録と派遣協定

伊勢赤十字病院職員から編成されるＤＭＡＴチームを被災地に迅速な派遣が行えるよう三重県と派遣協定を締結しています。現在４チームを登録しています。

（1 個班の編成基準）

医師	看護師	業務調整員	計
２名	２名	１名	５名

※ＤＭＡＴ・・・ Disaster Medical Assistance Team の略

災害の急性期(概ね４８時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことで、広域医療搬送、病院支援、現場活動等を主な活動とします。

ウ. 日赤災害医療コーディネートチームの育成・強化

災害時における救護班全般に係る対応や調整を行うために日赤本社から任命された災害医療コーディネートチーム（医師１名・看護師１名・薬剤師１名・理学療法士１名）の育成を図るとともに、今後も大規模災害に備え、救護体制の強化に努めます。

②研修・救護訓練等

災害時に医療救護活動が迅速かつ円滑に行えるように、日赤災害医療コーディネートチームや伊勢赤十字病院の救護担当者と研修プログラムや訓練内容を検討し、救護班要員の訓練や研修を実施します。

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨災害の経験を踏まえ日赤本社が主催する全国赤十字救護班研修会等に参加し、救護班要員の能力強化に努めます。

また、他の防災関係機関や地域と連携強化を図るため、県や市町が実施する防災訓練等に参加します。

ア. 研修会の開催並びに参加（救護班要員の資質向上を図るため）

研修会名	開催場所	参加者
全国赤十字救護班研修会	本　社	支部・救護班要員
日赤災害医療コーディネート研修会	本　社	支部・コーディネーター
こころのケア指導者養成研修会	本　社	医師・看護師等
救護班要員登録者研修会	病　院	救護班要員
救護班主事研修会	病　院	救護班要員主事
救護班要員養成研修会	病　院	救護班要員等
赤十字救急法救急員養成研修会	病　院	救護班要員等
こころのケア研修会	病　院	救護班要員等

イ. 訓練の開催並びに参加（各防災機関との連携を図るため）

訓練名	開催場所	参加者
日本赤十字社第３ブロック支部合同災害救護訓練	長野県	支部・救護班・ボランティア
三重県総合防災訓練	伊勢市	支部・救護班・ボランティア
市町防災訓練	県　内	支部・救護班・ボランティア
公的防災関係機関主催の訓練	県　内	支部・救護班・ボランティア
三重県図上訓練	県　庁	支部・病院職員
伊勢赤十字病院大規模災害救護訓練	病　院	支部・病院職員

（三重県総合防災訓練）

（市町防災訓練・津市）

③救護装備・資材等の整備

救護班装備、ｄＥＲＵ班装備、ＤＭＡＴ班装備の充実強化を図ります。

（ｄＥＲＵ用トラック）

（救護所用大型テント）

（２）災害救護用自動車等の配備

地区・分区に災害救護用自動車（ワンボックス・バンタイプ・軽自動車）を配備するとともに、災害救護用資機材（ワンタッチテント・発電機・LED バルーン照明器）の配備を行います。

（３）救援物資の備蓄と配分

毛布・緊急セット・簡易型避難用テント等の救援物資を、県防災拠点倉庫等へ備蓄することにより、災害時の迅速な対応を図ります。

（４）災害時の血液製剤の供給

災害時における血液製剤の円滑な確保、医療機関へ万全な供給が行えるよう実動訓練等に参加します。

（５）義援金の受付と配分

災害発生時には、被災された方々への見舞金である災害義援金の受付が行われます。受け付けた義援金は、第三者機関である義援金配分委員会（被災

自治体、日本赤十字社、報道機関等で構成）で配分額が決定され被災都道府県・市町村を通じて、その全額が被災者に配分されます。

（６）その他災害救護に必要な業務

災害時における赤十字ボランティアは、ボランティアセンターの運営、情報収集、炊き出し、安否調査、救援物資の輸送・配布、避難所の支援などに参加します。そのために、普段から救護訓練や研修などに参加して災害救護活動のノウハウを習得し、災害時に備えています。

（７）臨時救護活動

地区・分区等が主催する各種イベント会場に臨時救護所を開設し、看護師を派遣して、応急処置の救護を行います。

（８）防災・減災の知識・技術の普及推進

大規模災害から人々のいのちを守り、その被害を最小限に抑えるためには、発災直後における救護活動だけではなく、日頃から防災・減災の取り組みを進め、地域コミュニティにおける「自助」「共助」の力を高める防災教育が極めて重要となっています。

災害時に被災された方々のニーズが多用化し、地域の実情に合った社会活動の推進を円滑に進めるためには赤十字職員だけではなく、地域のボランティアの参画を得た支援体制を充実させる必要があります。

ついては、日本赤十字社本社が主催する「防災教育事業指導者養成研修会」で指導員を養成し、災害からいのちを守るための知識と技術を広く県民に普及し、健康安全に対する意識の向上を図るため、「赤十字防災セミナー推進委員会」を設立し、自治会、地域、奉仕団等を対象に以下の内容により防災セミナーを実施します。

①防災セミナー基本内容

ア. 災害への備え

災害発生時にいのちを守り、その後の暮らしをつなぐために、平時から準備すべきこと（自助・共助）を理解する。

イ. 災害エスノグラフィ

大規模災害の被災者の経験談を通じて、過去の災害を追体験することで被災の具体的なイメージを理解する。

ウ. 災害図上訓練【DIG：Disaster(災害)Imagination(想像力)Game（ゲーム）】

地域の災害発生や防災上の資源や危険個所を把握・理解し、それを

地図に明記して、個人や地域で予め行うべきことをグループで検討する。

エ. 炊き出し訓練

防災啓発（地域住民に自助、共助の意識を高めるため）

名称	開催場所	対象者
防災セミナー	県内	奉仕団・地 域 住 民
防災教育事業指導者養成研修会	本社	奉仕団・支部職員

（９）地区分区防災関係部署訪問

赤十字が行う救護活動をより効果的・効率的に実施するため、赤十字活動を妨げる諸課題を解決すべく、地区分区防災担当部署を訪問し、今後の検討事項を整理し、災害時において実践できる体制の構築を図ります。

２．国際活動

日本赤十字社は、紛争地での緊急救援や難民・避難民の支援、大規模災害の被災者支援など、医療ニーズが高く政治・治安情勢等で介入が困難な地域にも医療スタッフを派遣し、各国赤十字社との助け合いを途切れさせることなく、日本赤十字社の独自性を発揮しながら事業を展開しています。

令和２年度においては、いまだに深刻な事態が続く中東の人道危機への支援、洪水やサイクロンなどの自然災害が増加する地域への給水・衛生災害対応キットの整備のほか、災害対策や疫病予防への取り組みを強化し、緊急救援から復興支援まで一連の業務として実施します。今年度も引き続き、三重県支部は第３ブロック（東海北陸・長野の８県）の各県支部と協働しながら、支部として国際事業のマネジメントに関与し、海外たすけあいキャンペーンや国際活動の支援事業に参加していきます。

（１）アジア・大洋州給水・衛生災害対応キット支援事業等支援事業

①アジア・大洋州給水・衛生災害対応キット支援事業（平成２２年度～）

②シリア難民支援事業（平成２８年度～）

③東アフリカ地域３カ国（ルワンダ共和国・ブルンジ共和国・ウガンダ共和

国）地域保健強化事業（平成３０年度～）

（アジア・大洋州給水・衛生災害対応キット支援事業）

（シリア難民支援事業）

（２）海外救援金の募集とＮＨＫ海外たすけあいキャンペーンの実施

世界各地の紛争、災害、飢餓や病気などで苦しんでいる人々を支援するための救援金を募ります。特に１２月はＮＨＫの協力を得て「海外たすけあい」キャンペーンを実施します。

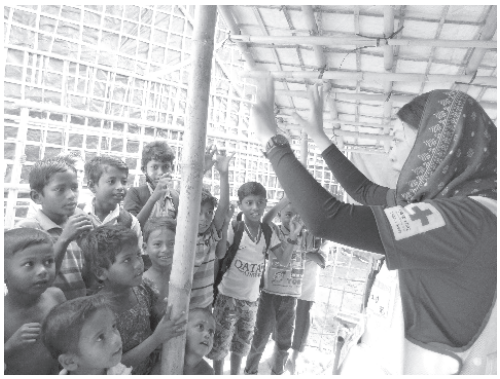

（保健衛生指導をする日赤看護師）

（赤十字が運営するキッズクラブで学ぶ子どもたち）

（３）国際救援・開発協力要員の技術力向上と海外派遣

本社主催の国際救援・開発協力要員研修会に職員を参加させ、技術力の向上を図ります。また、日赤本社の要請に基づき、海外に派遣を行います。

（４）国際人道法の普及

①県下各赤十字職員に対する普及

②国際人道法普及担当者の養成

※ 国際人道法（武力紛争法または戦争法）

紛争時において人間として守らなければならない最低限のルールを定めた赤十字条約（ジュネーブ諸条約）そのものであり、赤十字の基本的な理念を正しく理解していくため多くの人に普及しています。

３．医療事業・保健社会活動

当院は、明治 37 年２月日本赤十字社三重支部山田病院として開設されて以来、赤十字精神のもと、三重県南勢地域における基幹病院としてその時代ごとのニーズに柔軟に対応しながら地域医療に貢献してまいりました。

現在、日本の平均寿命は世界最高水準に達しており「人生 100 年時代」を迎えようとしております。しかし、それを支える生産年齢人口は減少の一途をたどり、社会活力を維持・向上していくため、国は「健康寿命の延伸」による高齢者の活躍できる社会の実現と「全世代型社会保障」の構築を急務の課題としています。そして患者・国民にとって身近で安全・安心な質の高い医療を提供するため、地域包括ケアシステムのさらなる推進とかかりつけ医機能の強化、医師等の働き方改革の推進などに取り組みつつ、社会保障制度の効率化・適正化を図り安定性・持続可能性の向上に努めるとしています。

こうした中、当院は今後ますます強まるであろう医療機関の機能分化の動きに対応し、地域医療構想において伊勢志摩区域のみならず、全県的な見地からも期待されている高度急性期・急性期医療の提供をより一層強化してまいります。医療者の知識や技術、またチーム力の向上に努めるとともに、高精度の画像診断装置や手術支援ロボットなど高度医療機器を駆使することにより診療機能を高め、より効率的で質の高い医療の提供に努めます。それにより治療期間を短縮することで、患者さんの早期社会復帰の実現を目指しつつ、病床稼働率を抑制することで職員の負担軽減、働き方改革の推進にもつなげていきたいと考えております。

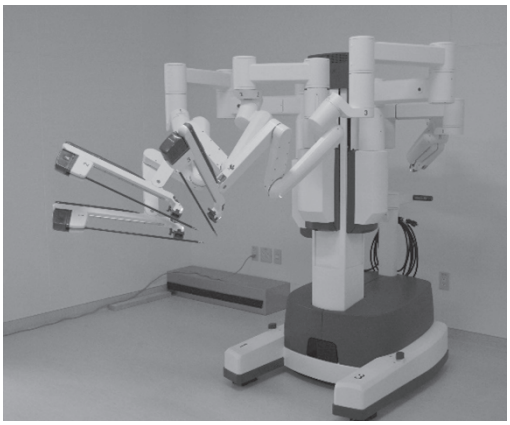

（手術支援ロボット『da Vinci』）

その実現に向けた数値的目標と致しまして、入院患者延数 202,160 人、平均在院日数 11.5 日、病床稼働率 92.0%、入院診療単価 82,000 円、外来患者延数 266,200 人、外来診療単価 25,000 円を掲げ、令和２年度収益的収入予算は前年度決算見込額に対して 2.9%の増収を目指します。健全かつ安定的な病院経営を行う為にも収支を意識し、職員ひとりひとりが赤十字職員としての自覚と誇りを持ち、地域医療はもとより総合的な地域社会への貢献を目指します。

（１）地域医療構想

三重県地域医療構想において、当院が伊勢志摩区域で担う役割は高度急性期、急性期機能であるとされております。昨年９月、厚生労働省は高度急性期・急性期から回復期、慢性期への機能分化が遅々として進まない現状を打開するため、「地域医療構想に関するワーキンググループ」において高度急性期、急性期機能を持つ 1,455 の公立・公的医療機関に対して診療データに基づいた分析を行い、そのうち診療実績が特に少ないと評価された 424 の公立・公的医療機関に対して、再編統合など具体的な対応策の再検証を要請しました。伊勢志摩区域においても２病院がその対象とされました。当院は対象とはならなかったものの、急性期機能病床は医療需要に対して過剰であるという現状を直視し、現在の立ち位置に甘んじることなくより一層高度急性期、急性期機能に特化した病院として地域から必要とされるよう努力を重ねてまいります。

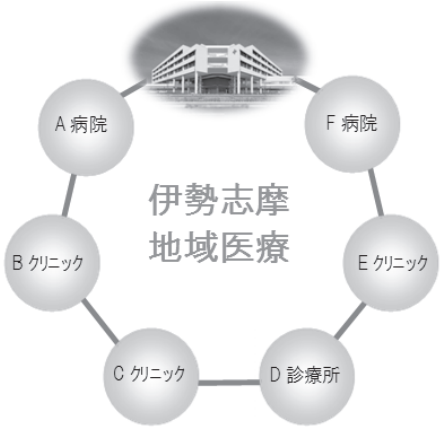

加えて、伊勢志摩地域において急性期、回復期、慢性期など患者の状態等に応じた質の高い医療が適切に受けられるよう、切れ目のない医療提供体制が確保されるために、地域包括ケアシステムの体制整備に協力するとともに、他の医療機関、介護サービスとの連携をますます深めてまいります。

（２）地域完結型医療の推進

地域医療を守るという観点から当院が推し進めてきた「地域完結型医療」は一定の水準に達したと言えます。地域医療における当院の役割は高度な急性期医療・救急医療であると位置づけ、入院診療に特化した医療提供体制を築くために、地域医療支援病院として地域医療機関との円滑な医療連携の構築に取り組んでまいりました。その結果、地域の医療機関から多数の患者さんをご紹介をいただける病院となり、その紹介率は全国トップクラスを誇っております。今後も継続して地域医療機関との信頼関係を保ち、安定した紹介患者の確保に努めます。一方、急性期を脱した患者さんは速やかに住み慣れた地域での療養に移行できるよう、後方支援病院やかかりつけ医への逆紹介を進めてまいります。

地域医療支援の一環として三重県バディホスピタル・システムによる尾鷲総合病院への医師派遣、連携医療機関への看護師や医療技師、管理栄養士等の派遣も行っております。さらにへき地医療拠点病院として、医師確保が困難なへ

き地診療所への医師代診派遣も行っております。また、当院の職員のみならず地域の医療・福祉機関の職員にもさまざまな医療知識を習得していただけるよう、生活習慣病、がん、感染症などを中心に地域への公開研修会を開催しております。

今後も伊勢志摩地域において地域完結型医療を推進し、かかりつけ医から急性期医療へ、急性期医療から慢性期医療、在宅医療、介護療養へ患者さん中心で切れ目のない医療を提供できるよう、地域の医療施設・福祉施設と力を合わせ地域における医療資源の有効活用及び医療の質向上に貢献してまいります。

（３）地域がん診療連携拠点病院

当院は平成 14 年に地域がん診療連携拠点病院の指定を受け、手術療法・放射線療法・化学療法を効果的に組み合わせ、5 大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）をはじめ多種類のがんに対する診療を提供してまいりました。平成 24 年の新病院移転時には、緩和医療の充実に向けて緩和ケア病棟を整備し、多職種で構成されたチームにより身体的・精神的ケアを行っています。平成 28 年 1 月からは、すべてのがん患者の情報をデータベース化し、国が一元管理する全国がん登録制度に基づき「がん登録」を行っております。患者支援センターでは「がん相談窓口」や「がんサロン」を設け、患者のみならず家族へのサポートも行っております。このようにがん診療連携拠点病院として機能を強化してまいりましたが、今後はさらに質の高いがん医療を提供できるよう、全国 339 のがん診療連携拠点病院のうちわずか 14 病院しか指定されていない「がん診療連携拠点病院（高度型）」の取得に向け準備を進めてまいります。

また、近年「がんゲノム医療」が新たながん医療として注目されております。「がんゲノム医療」とは、がんの組織等を用いて一度の検査で多数の遺伝子を同時に調べ、その患者さんに合う薬があるかどうかを確認し、投与できるようにする医療です。昨年 6 月にはその工程で行われる「がん遺伝子パネル検査」が保険適応されました。一般的な標準的治療が終了したがん患者さんや、そもそも標準的治療がないがん患者さんにとって、治療の選択肢が増える画期的な「がん医療」です。しかし、まだ「がんゲノム医療」を提供できる医療機関が少ないのが課題です。当院は、地域の多くのがん患者さんに対して「がんゲノム医療」を提供できるよう、がんゲノム医療連携病院の認定に向け準備を進めております。

（4）救急・災害

当院は県南部で唯一の救命救急センターとして、2 次・3 次救急を担っており、県南部における急性期・救急医療の最後の砦として「断らない救急」を掲げ、日々重篤な救急患者の受け入れを行っております。救急専用病床を 30 床有し、各専門診療科の密な連携で心臓病、脳卒中、多発外傷など重症症例を 24 時間体制で迅速に受け入れることが可能となっております。その結果、救急車受け入れ台数は全国トップレベルを誇るに至っております。また、平成 24 年にはドクターヘリの基地病院として三重大学医学部附属病院との交互運航を開始し、全県的な重症救急患者への対応も行っております。今後も伊勢志摩地域はもとより県南地域において全診療科に対応した救急医療の提供に努めてまいります。

また、当院は災害拠点病院として赤十字の使命でもある災害救護活動・国際救援活動も行っております。常時 8 個班の救護班を編成するとともに、災害派遣医療チーム DMAT も 3 チーム保有し訓練や研修、総合演習などを行い、スキル向上に努めております。また、地震や津波などの大規模災害、バス横転事故や工場爆発事故などの局地災害に対する多数傷病者受け入れ、病院機能維持を目的とした災害訓練も定期的に行い、平時より災害時の医療提供に備えております。

（5）医療従事者の負担軽減

患者さんだけでなく、職員にも選ばれる病院として職員が安全で心身ともに健康的に勤務できる快適な職場環境づくりを目指しております。当院は妊娠・育児期間の夜勤免除や短時間勤務制度の制定、院内保育所の整備などが三重県から認められ「女性が働きやすい医療機関」に認証されております。また医師の当直明け勤務状況を毎月モニタリングし院内に公表することで、理解・協力を得られやすい職場環境を育成し、早期帰宅の推進に努めております。昨年は勤怠管理システムを導入し本格稼働いたしました。これにより出退勤時間の管理が徹底され、サービス残業やみなし残業などを防ぐなど労務管理を適正化し、より一層働きやすい

「女性が働きやすい医療機関」認証書

医療機関の名称　伊勢赤十字病院 様

所 在 地　三重県伊勢市船江1丁目471番2

三重県「女性が働きやすい医療機関」認証制度運営要綱第5条第2項の規定により、上記医療機関を「女性が働きやすい医療機関」として認証します。

部 門 名	病院部門
認証番号	第281002号
認証基準	平成28年度基準
認証年月日	平成29年3月28日
有効期限	平成32年3月31日

三重県知事 鈴木 英敬

職場環境の構築を進めてまいります。

「医師等の働き方改革」については、2024年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用される予定となっており、国はタスクシフティング、タスクシェアリング、チーム医療の推進等により医療者の負担軽減を図ることを推進しております。当院においても医療の質を落とさず「医師等の働き方改革」を実現させるため、すでに職員への情報提供やヒアリングを始めており、それを基にした当直体制の見直しや時間外労働の適正化、チーム制の強化などに向けた取り組みを始めております。

今後も医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図り、働きやすい職場環境の充実に向け弛まぬ努力を続けてまいります。

（６）付帯事業

介護関連事業活動による超高齢社会への対応や介護・福祉施設も含めた地域医療機関との円滑な連携により、地域医療の質の向上と活性化を推進します。また、市町の実施する保健衛生活動への協力、更には高齢者介護講座や健康大学講座の開催等による地域住民への介護や健康管理啓発活動の実施等、赤十字組織を活用した幅広い社会貢献活動を推進します。

今後増大が見込まれる介護ニーズに対し、当院の付帯施設である伊勢赤十字老人保健施設虹の苑や訪問看護ステーションでは地域包括ケアシステムの構築を視野に入れ、関係機関との連携を強化しています。また、重要な役割である必要な医療や看護、介護、リハビリテーション等、多職種からなるチームケアを行い、在宅復帰及び在宅生活の支援、看取りケアに取り組んでまいります。

（７）病院の現況　（令和２年１月１日現在）

①許可病床数

一般病床	６５１床
（うち結核合併症病床	１７床）
感染症病床（第一種）	２床
感染症病床（第二種）	２床
合　　計	６５５床

②診療科目（３５科）

総合内科、血液内科、感染症内科、肝臓内科、糖尿病・代謝内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、緩和ケア内科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、脳血管内治療科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科、眼科、泌尿器科、頭頸部・耳鼻咽喉科、精神科、小児科、新生児科、産婦人科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科口腔外科、リウマチ・膠原病科、病理診断科

③主な指定施設

救命救急センター　地域災害拠点病院　地域がん診療連携拠点病院
地域医療支援病院　エイズ治療拠点病院　へき地医療拠点病院
臨床研修指定病院　地域周産期母子医療センター
第一種・第二種感染症指定医療機関

④特殊・診療機能

脳卒中センター　心血管センター　乳腺センター　関節センター
内視鏡センター　糖尿病センター　血液浄化センター
成人病健診センター　周産期母子医療センター
集中治療管理室（ICU）／冠状動脈疾患集中治療管理室（CCU）：計８床
脳卒中ケアユニット＝脳卒中集中治療室（SCU）：６床
ハイケアユニット＝高度治療室（HCU）：１２床
新生児特定集中治療管理室（NICU）：９床
新生児治療回復室（GCU）：６床
外来化学療法：５０ベッド
小児専用病床：２３床
緩和ケア病床：２０床

⑤医療社会事業

訪問看護ステーション　地域医療連携室

⑥各種医療社会活動

・講習会等

母親教室　糖尿病教室　腎臓病教室　肝臓病教室

・栄養指導等

栄養指導教室　栄養個人指導

・医療福祉相談
・赤十字健康大学

⑦老人保健施設「虹の苑」
入所（介護保健施設サービス）　定員１００名
通所リハビリテーション　定員　２３名

４．赤十字看護師の養成

（豊田看護大学授業の様子）

日本赤十字社が、養成した看護師は「いかなる状況にあっても、人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命とし、国内外を問わず、様々な紛争や自然災害・大規模事故等の被災者の救護活動に従事してきました。

赤十字で教育を受けた看護師の特徴としては、「確実な看護実践力」「先見性」「創造性」などが挙げられ看護師養成を開始して１３０年余りに約１２万人の看護師を社会に送り出してきました。

三重県支部では、日本赤十字豊田看護大学に於いて地域医療や災害救護等に能力を発揮できる優秀な看護師の養成を図ってまいります。また、支部長推薦入学者には奨学金を寄与します。

（１）看護師の養成状況

①日本赤十字豊田看護大学
（支部長推薦入学）

令和２年４月時点の卒業者総計数	令和２年度の学生数			
３９名	１年生 ５名（予定）	２年生 ３名	３年生 ３名	４年生 ４名

②幹部看護師の育成教育（本社研修センター）　１名

５．血液事業

三重県赤十字血液センターは、採血事業者及び製造販売業者として「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（略称：血液法）」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）」の関係法令等を遵守し、国、地方公共団体及び医療関係者とともに、血液事業の安全性の向上や安定供給の確保に務め血液製剤の適正使用を推進し、公正かつ透明な実施体制の確保に取り組み、県民の健康増進に貢献します。

（１）令和２年度供給計画及び採血計画

血液製剤の需要見込み（供給計画）

赤血球製剤	61,000 単位	
血しょう製剤	23,770 単位	
血小板製剤	97,500 単位	
計	182,270 単位	対前年度比 102.0%

（注：１単位は 200mL 献血から製造される血液製剤の数量）

採血本数の目標(採血計画)

全血採血	200mL	150 本（人）	
	400mL	34,550 本（人）	
成分採血	血しょう採血	16,920 本（人）	
	血小板採血	8,180 本（人）	
	計	59,800 本（人）	対前年度比 105.8%

（２）血液製剤の安定供給

医療機関からの血液製剤の依頼に対し、安定して供給することが地域血液センターである当センターの役割です。このため、東海北陸７県をブロック単位とする日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター（以下「ブロック血液センター」という。）と需給調整を行い、県内で必要とされる血液製剤を安定的に確保するとともに、医療機関との連携をさらに強化し、血液製剤の適正な管理を行い、効率的で安定的な供給体制を整えていきます。

（３）献血者の確保

県内で必要な血液は、県内の献血で確保するという方針のもと、東海北

陸ブロック内の供給実績（需給計画）に基づく採血計画を策定し、当センターでは、県内３カ所（津、伊勢、四日市）の献血ルーム及び県内企業等に出張する献血バスによる献血の受け入れを実施します。

今後は、少子高齢化社会の進展による献血可能人口の減少、高齢化に伴う血液製剤の使用量の増加等から、さらに若年層献血者（10～30 代）や複数回献血者数増加のための施策を図り、より一層の献血者増加に努めます。

① 10 代・20 代・30 代の若年層献血者の確保

国が策定した献血推進に係る新たな中期目標（献血推進 2020）を踏まえ、先述のとおり、若年層の 10 代、20 代の献血率を上昇させることが急務です。このため、県に所属する高校生献血推進ボランティアであるヤングミドナサポーターの養成、高校生等若年者向け献血セミナー、10 代（主に高校生）を対象とした献血の取組（200mL 献血）、親子献血教室、若年献血者増加のためのキャンペーン等を実施します。また、30 代を中心とした働き盛りの世代の献血者増加のために、企業・団体との連携を強化するとともに、既に献血に協力いただている方々には複数回献血の協力を依頼していきます。

② 企業・団体献血等の推進

400mL 献血を安定的に確保するため、県内の企業や公共施設等を訪問し献血者を確保します。また、献血が社会貢献活動であることをＰＲし、献血に協力していただける新規団体を募ります。今年度の、献血バス１稼働当たり 47 名の献血者数確保という計画達成を目指し、事業運営の効率化に取り組みます。

③ 複数回献血のお願い

複数回献血クラブは、利用者のサービス向上を図るためにリニューアルし、名称も「ラブラッド」に変更されました。「ラブラッド」では Web を利用して献血ルームでの献血予約が可能となったことから、「ラブラッド」入会促進キャンペーンの実施等で会員の増加を図り、複数回献血者の増加に努めます。

④ 献血推進キャンペーン・イベント等の実施

献血推進キャンペーン・イベント等を県、市町、関係団体等と連携して実施し、献血者増加を図ります。一年間の各時季に応じ毎年実施している、愛の血液助け合い運動（三重県では７～８月）、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12 月）、「はたちの献血」キャンペーン

（１～２月）、ウインター・スプリング献血（２月～３月）等を実施します。　　また、献血者増加のため、採血状況等に応じても適宜キャンペーン・イベントを実施します。また、三重県独自の取り組みとして、昨年度に引き続き県内企業の協賛を得て「ふるさと企業献血応援キャンペーン」を実施し、特色あるキャンペーン・イベントを企画実施します。

また、キャンペーン・イベントに合わせ、ＦＭ三重をはじめ、報道各社への情報提供や、ＳＮＳ（ホームページ、ＬＩＮＥ、フェイスブック、ツイッター等）等による啓発により、献血の呼びかけを行います。

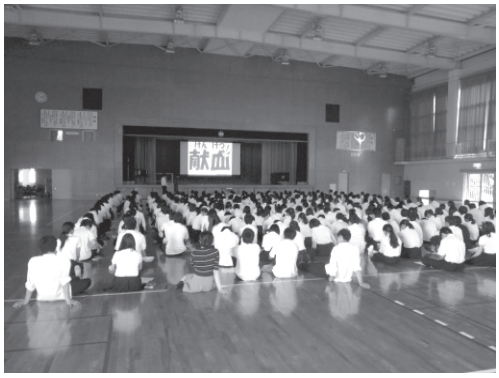

（献血セミナー）

（全国学生クリスマス献血キャンペーン）

（４）経営改善

血液事業本部が毎年度実施する事業評価等を踏まえ、改善すべき項目に積極的に取り組むとともに、事業の資質向上及び事業の効率化を推進します。また、当センター内のカイゼン委員会等の活動を通して事業運営の活性化や改善活動にも取り組みます。

（５）安全対策及び品質管理

原料血液の採取から搬送、血液製剤の保管、供給に至るまで、地域血液センターが関与するすべての段階において、安全性の確保と品質管理が必要です。このため、血液安全委員会を毎月開催し、採血業や医薬品販売業に係る法令への対応、献血者の安全性確保及び血液製剤の品質向上等の審議等を行い、安全対策や品質管理に取り組みます。

また、同委員会のもとで自己点検や品質管理に係る業務が適正かつ円滑に実施されるよう取り組みます。

さらに、教育訓練の充実を図り、安全対策及び品質管理の向上を目指すとともに、インシデントレポートシステムを活用し、日常業務の人為的過誤の事例を収集し、インシデント部会においてその原因等を検証し危険要因の改善や防止に努めます。

（６）災害時等における危機管理

危機管理については、台風や豪雨等の一般災害及び発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、当センター危機管理マニュアルに基づき、県、日本赤十字社三重県支部及びブロック血液センターと連携した訓練を実施し、日ごろから災害対応体制を整えるとともに、災害時においても献血者の安全や医療機関への血液製剤の供給体制確保に努めます。

（７）適正使用の推進

医療機関の輸血療法委員会を通して、血液製剤の適正使用を医療現場で啓発していくとともに、血液製剤による副作用情報等を速やかに情報提供し、医療機関との連携を図ります。

また、医療機関に対し、血液製剤に関する情報提供を積極的に行うとともに、医療機関内における血液製剤の有効期限切れをさらに減少させるよう、医療機関と協同して血液製剤の有効利用に努めます。

（８）公正及び透明性の徹底

血液事業は、献血者の善意に基づいて成り立っていることを認識し、県民の理解と協力を得ることができるよう、献血の実施や血液製剤の安全性、供給状況等について情報公開するとともに、説明責任を果たします。

６．社会福祉事業

日本赤十字社における社会福祉事業の推進は、支部、施設が一体となり、保健・医療・福祉の分野で連携した取組をしています。地域社会の多種多様なニーズに対応する必要があることから、各施設においても、特色のある赤十字活動を実施しています。

（虹の苑の行事風景）

（１）社会福祉施設

伊勢赤十字老人保健施設　虹の苑では、“人道に基づき人々に笑顔と安らぎを”を基本理念として、在宅生活の支援及び在宅復帰を支援しています。

①介護老人保健施設サービス
②（予防）短期入所療養介護サービス
③（予防）通所リハビリテーションサービス

（２）伊勢赤十字病院訪問看護ステーション

住み慣れたご自宅で安心して療養生活が送れるよう、在宅療養のお手伝いをします。

（３）骨髄バンク

三重県赤十字血液センターは、白血病や再生不良性貧血等の血液難病の患者さんを救う骨髄バンク事業に、骨髄等提供者の登録受付及び検体の採取等で造血幹細胞提供支援機関として協力しています。

（４）地域の社会福祉活動

赤十字ボランティアによる地域の高齢者福祉、障がい者福祉、環境問題、防災活動等への取組を通し、ニーズに合った活動を行います。

７．救急法等の講習

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命に基づき、「救急法」「水上安全法」「幼児安全法」及び「健康生活支援講習」の各種講習会を実施します。

超少子高齢社会における地域の健康・安全な生活が脅かされるなか、「自助」・「互助」のしくみが根付いた地域づくりへの貢献を目的に、行政や社会福祉協議会等と連携した地域づくりの仕組みの中での講習普及の推進を目指し、行政や社協、地域包括ケアを推進する団体との連携を強化します。

さらに防災・減災に関する防災講習を実施し、「災害からいのちを守る日本赤十字社」として、より質の高い講習会の普及を図ります。

（１）赤十字講習の概要

講習名 （受講資格・時間）	講習の内容
救急法 （満１５歳以上・ ４時間／１２時間）	日常生活における事故防止や、急病やけがに対処する救命・応急手当について学びます。 （写真：三角巾を使った傷の手当）
健康生活支援講習 （満１５歳以上・ １２時間）	自身の健康増進と介護予防、地域での高齢者支援や、家庭での介護の方法などを学びます。 （写真：ベッドでの介助）
幼児安全法 （満１５歳以上・ １２時間）	子どもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気の看病の仕方などについて学びます。 （写真：幼児の心肺蘇生）
水上安全法 （満１５歳以上・ １４時間／１２時間）	水の事故から人命を守るための泳ぎの基本と、事故が発生した際の救助の方法を学びます。 （写真：海での溺者救助）
雪上安全法 （満１８歳以上・ ７時間／１２時間）	スキー場などでの事故防止と、けがをした場合の救助の方法や手当の方法を学びます。 （写真：ゲレンデでの救助） ※三重県内では、開催していません。

（２）講習の実施

赤十字の講習には、赤十字救急法救急員などを養成する一般普及講習と、受講者のニーズに合わせて講習内容や時間を選べる短期講習があります。

県民が、いつ起こるかわからない事故や災害・急病等に備え、健康で安全な生活を営むために、県内各地で各種講習会を開催します。

① 令和２年度救急法・健康生活支援・幼児安全法・水上安全法の普及計画

	救急法	健康生活支援	幼児安全法	水上安全法	計
一般普及（養成）講習	600 名	60 名	60 名	30 名	750 名
短期講習	9,000 名	2,000 名	2,000 名	1,500 名	14,500 名
計	9,600 名	2,060 名	2,060 名	1,530 名	15,250 名

② 各赤十字講習指導員のための資格継続研修の実施

救急法（救急員）、水上安全法（救助員）、健康生活支援（支援員）幼児安全法（支援員）各講習の指導員を対象として資格継続のための研修を実施します。

③ 第４回救急法競技大会の開催

参加者自身が日常生活における安全知識を高めるとともに、事故や災害時にお互いが助け合いながら活動するための知識と技術を向上することを目的として実施します。

（第２回赤十字救急法競技大会・津市）

（３）多様化するニーズに即応した講習の開催

災害における被害を軽減するためには、日頃から「自助」「共助」を意識した訓練、講習へ参加することが重要であり、三重県支部では救急法等の短期講習に加えて、防災・減災の思想や知識を学ぶ防災講習を実施します。

① 救急法の短期講習

心肺蘇生、ＡＥＤの使用方法や災害時に必要な応急手当の知識を習得する講習

② 健康生活支援講習の短期講習

ア. 健康生活支援短期講習

地域で暮らす高齢者が健やかな高齢期を過ごすために必要な知識・技術を学ぶ（自助の強化）ほか、包括ケアシステムの導入によりいつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしができるように、地域高齢者支援に関わる人（互助の推進）の支援活動を含めた講習

イ. 災害時高齢者支援講習

高齢者自身をはじめ、家族、地域の方々などが災害時にボランティア活動をするときに役立つ知識や支援技術を習得する講習

③ 幼児安全法の短期講習

子どもに起こりやすい事故の予防と事故防止、家庭内での看病の方法を学ぶ講習

④ 水上安全法の短期講習

水の事故防止と着衣泳、溺者救助の方法を学ぶ講習

⑤ 防災講習（防災セミナーとの併用）

心肺蘇生、ＡＥＤの使用方法、けがや骨折の手当、けが人の搬送方法、炊き出し、避難所での疾病予防、役立つ知識と技術など赤十字が有する災害救護に関する知識を学ぶ講習

（４）各種公的団体に対する協力

次の公的団体に救急法等指導員を派遣し、各種団体主催の研修・講習に協力します。

① 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
② 一般社団法人三重労働基準協会連合会
③ 三重県警察学校
④ 三重県教育委員会

８．青少年赤十字活動

青少年赤十字活動は、子どもたちがいのちと健康を大切に、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、奉仕の心や助け合いの精神を育成することを目的として、学校教育の中で活動に取り組んでいます。また、社会環境とともに変化する教育現場の状況に即した活動を展開していくことがより求められています。

このため、令和４年に迎える青少年赤十字創設 100 周年にあわせて、多くの学校・園で取り組めるよう、加盟登録校（園）の増強を図るとともに、学校教育と連動した防災教育の推進など活動の内容を充実させていくため指導者やメンバーのリーダー養成を行います。

（高等学校トレセン）

（小学校トレセン）

（１）青少年赤十字メンバーの増強と活動内容の充実

「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の３つの実践目標と、「気づき」「考え」「実行する」という３つの態度目標を掲げて、メンバーの増強と活動内容の充実に努めます。

①県下未加盟校の加盟促進と加盟校への活動助成
②青少年赤十字のつどいの開催
③中学校連絡協議会及び高等学校連絡協議会活動の充実
④青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催
⑤青少年赤十字活動の広報誌を年２回発行
⑥加盟登録校（園）に対し青少年赤十字出前授業の開催
⑦青少年赤十字の防災・減災教育事業の開催
⑧「子ども新聞プロジェクト」３県（愛知・岐阜・三重）合同防災・減災派遣事業の開催
⑨青少年赤十字研究会への参加
⑩青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会への参加（休止）
⑪一円玉募金や使用済み切手等の収集活動の推進
⑫海外青少年赤十字メンバーの受入による国際交流事業の実施

（２）青少年赤十字指導者の育成

指導者の研修会を実施するとともに、指導資料の配布など青少年赤十字活動の普及ならびに赤十字の人道教育の知見と意欲を備えた指導者の育成に努めます。

①指導者協議会の組織充実
② 防災減災教育の普及及び指導者養成
③ 指導者養成研修会の開催

○青少年赤十字加盟登録状況　　（令和元年 12 月末現在）

	幼稚園 保育園	小学校	義務教育学校	中学校	高等学校 特別支援学校	計
登録校	69 園	229 校	1 校	86 校	10 校	395 校・園
メンバー数	3,954 名	49,607 名	289 名	22,409 名	774 名	77,033 名

○令和２年度行事予定

区分	行事名	開催場所	時期	参加者
本社	青少年赤十字全国指導者協議会総会	本社	６月	会長
	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会		※休止	※東京オリンピック・パラリンピック開催のため
	青少年赤十字国際交流事業	本社	１１月	高校生１名 指導者１名
	青少年赤十字研究会 （指導主事対象）	本社	１月	指導主事２名
	青少年赤十字スタディー・センター	山中湖村 東照館	３月	高校生２名
ブロック	青少年赤十字指導者協議会長及び支部担当者研究会	富山県	６月	会長 担当者
支部	高等学校連絡協議会	支部 県内	４・９・２月	高校生
	高等学校顧問会議	支部 県内	４・９・２月	指導者
	指導者協議会役員会	支部	５・２月	役員
	指導者養成研修会	支部	６月	指導者
	青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター	県内	８月	小学校 中学校 高等学校
	中学校連絡協議会	県内	１２月	中学生 指導者
	青少年赤十字のつどい	県内	１２月	高校生 指導者

９．赤十字ボランティア活動

（地域奉仕団による炊き出し活動）

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的諸活動を実践しようとする人々が集まり、結成されたボランティア組織で、赤十字活動の推進役としての役割を担っています。

現在、日本では、少子高齢化が急速に進行し、また、それに伴う人口減少や生活スタイルの変化などにより、地域コミュニティ（自治会、町内会等）の衰退が懸念されています。

このような状況下で、地域における赤十字活動の推進者である奉仕団の参加をより一層促進し、災害に強い地域づくりのため「赤十字防災セミナー」などを開催し各奉仕団の主体的な活動を強化し、赤十字ボランティアの組織強化と活動の活性化を支援します。

（１）奉仕団組織の強化

青少年から高齢者まで幅広い年齢層を赤十字ボランティアとして受け入れ、組織の充実を図ります。

また、ホームページや広報誌等により各奉仕団の活動を広く周知し、団員の確保に繋げます。

さらに、広く一般に対して魅力的でやりがいのあるボランティア活動を創出し、日本赤十字社の活動における奉仕団の活躍の場の拡大を図ります。

（２）奉仕団活動の活性化

各奉仕団の活動のうち、次の活動項目を特に重点的に実施し、活動の活性化を図ります。

①各奉仕団が、地域事情に合わせた赤十字活動の普及・会員増強活動・講習普及等を行うことにより、それぞれの地域コミュニティにおける自助・共助の仕組みづくりの一端を担います。

②近年頻発する自然災害等に備えるため、赤十字防災セミナーや炊き出し訓練をはじめとした災害救護に関する活動を継続します。

③支部指導講師の強化を図り、奉仕団研修会等での活動に向けた仕組みづくりに着手します。

④奉仕団同士が活動状況や優良事例等を共有するため、また、職員が奉仕団をサポートするための体制・機能の強化に資するため、奉仕団の活動状

況の把握・分析を可能にするための仕組みづくりに着手します。

（３）ボランティア活動への支援

①各奉仕団のボランティア活動がスムーズに行われるよう、地区・分区、関係団体と奉仕団相互の交流・連携を支援します。

②奉仕団の資質向上を図るため、各種研修・訓練等の内容を充実させるとともに、本社及びブロック開催の研修会等への参加を支援します。

③各奉仕団の自主的な活動を支援するため、活動助成金の交付や資機材を配備します。

④地域社会の担い手である各奉仕団員に対して、赤十字各講習会の受講を促進し、各地域における主体的な活動に繋げるよう支援します。

（４）奉仕団組織の団員数の現状と活動状況

赤十字奉仕団における団員数の現状は、その８割以上を占める地域奉仕団の高齢化や社会環境の変化により年々団員が減少しています。下表のとおり団員数合計については、前年同期 6,405 名に対し、4,175 名となり大きく減少しております。

また、各市町に結成される地域奉仕団の結成率は、全国に比べ低位になっており、赤十字ボランティアの組織強化に努めます。

○日赤三重県支部奉仕団組織状況（令和元年 10 月末現在）

区分		団員数（名）		
		男	女	計
地域奉仕団	１０　市	１２７	１，６５１	１，７７８
	４　町	５	１，７１８	１，７２３
	小　計	１３２	３，３６９	３，５０１
青年奉仕団	三重青年赤十字奉仕団	４	２０	２４
	小　計	４	２０	２４
特殊奉仕団（専門技術をもったボランティア）	日赤三重県支部点訳奉仕団	２２	１５３	１７５
	日赤三重無線奉仕団	３８	３	４１
	三重県赤十字安全奉仕団	４２	６８	１１０
	三重県赤十字たすけあい奉仕団	９	１３	２２
	三重県赤十字てのひら奉仕団	２	４１	４３
	伊勢赤十字病院奉仕団	０	１３２	１３２
	日赤三重県支部救護ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ	５４	４９	１０３
	青少年赤十字賛助奉仕団	１８	６	２４
	小　計	１８５	４６５	６５０
合　計		３２１	３，８５４	４，１７５

①地域奉仕団

地域奉仕団は、赤十字活動資金・義援金の募集、赤十字思想及び献血の普及啓発、施設への訪問、介護等地域の実態に即した奉仕活動を行います。また、団員の資質向上のための研修会、訓練等を開催します。地域奉仕団の未設置の地区・分区については、引き続き発団にむけて働きかけていきます。

②青年赤十字奉仕団

学生や若手の社会人によって組織されている青年赤十字奉仕団は、主に県内の青少年赤十字活動を支援するとともに、義援金募集活動や地域イベントでの赤十字 PR 活動を行います。

③点訳奉仕団

県内１０地区に結成されている「点訳友の会」の団員を中心に点訳活動を行っており、地域のニーズに沿った活動を実施します。

④無線奉仕団

災害時にアマチュア無線により、地域の被災状況や救護についての情報収集と発信を行います。このため、日頃から各種訓練への参加、技術

研修を実施します。

⑤安全奉仕団

救急法・水上安全法の指導員等で組織されており、支部等が実施する講習会の指導や防災・減災の普及活動を行います。また、災害救護活動に参加します。

⑥たすけあい奉仕団

赤十字国際救援活動の必要性を広く一般に訴えるため、篤志家からの寄贈品等による海外チャリティーバザーを定期的に開催し、救援金の募集活動を実施します。

⑦てのひら奉仕団

健康生活支援講習を受講した人々で組織されており、その技術を活かし入院患者の手助けや面会の方々の案内、防災訓練・広報の協力を行うなど幅広い活動を行います。

⑧赤十字病院奉仕団

伊勢赤十字病院内で活動を行っています。外来患者さんの案内や、衛生材料等準備、入院患者さんへの演奏会等を実施しています。

⑨救護ボランティア

災害発生時に、支部災害対策本部と迅速な連携救護体制が取れるよう、救護ボランティア体制の整備を図り救護訓練や研修を継続的に行います。

⑩青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字指導者のＯＢ等で組織され、青少年赤十字活動及び指導者の育成に協力し、県内における青少年赤十字の発展・普及、青少年の健全育成に寄与します。また、各学校に情報の提供を行います。

令和２年度研修等行事予定表

区分	行事名	開催場所	時期
本社	奉仕団活動推進会議（仮）	本　社	９月
	赤十字奉仕団中央委員会	本　社	５月
	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	本　社	７月
	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	本　社	２月
	YABC 研修	本　社	３月
ブロック	青年赤十字奉仕団代表者会議	静岡県	６月
	赤十字奉仕団委員長会議	三重県	１１月
支部	地域奉仕団連絡協議会	支部	６月
	赤十字奉仕団三重県支部委員会	支部	７月
	赤十字奉仕団幹部研修会	津市	１２月
	赤十字地域奉仕団防災研修会	各地域	随時
他県	HIV/AIDS ピアリーダー研修会	京都府内	未定

（無線による通信訓練）

（「絵画・書道」コンクール入賞作品の審査）

１０．赤十字会員の増強と活動資金の募集

日本赤十字社では、5 月 1 日から全国一斉に「赤十字運動月間」を展開し、赤十字の理念と活動内容をより多くの皆さまに知っていただくとともに、赤十字活動の財政的基盤である「赤十字活動資金」のご協力をお願いしています。

「赤十字活動資金」とは、赤十字がおこなう人道的な諸活動にご賛同いただき、年額 500 円以上を目安として拠出していただく資金のことをいいます。「赤十字活動資金」は日本赤十字社の重要な財源となっており、赤十字活動の最大

の原動力となっています。

こうした背景をふまえ、地区分区、自治会、町内会等を通じた会員募集を第一とし、「より信頼される日本赤十字社」を目指すとともに赤十字事業の透明性の確保を図り、多くの方々の理解を得ながら会員の増強に努めます。

また、会員募集については、ホームページなどを活用し新たな会員募集に積極的に挑戦し、個人・法人とも会員の増強が図れるように努めます。

（1） 会員制度の確立

県下すべての世帯が赤十字会員に加入することを目標として、5月の赤十字運動月間を中心に個人・法人・団体など幅広く「会員増強」と「活動資金増強」に努めます。

①会員の増強

会員制度の基盤強化と活動資金の増強を図るため、広報資材等を活用して地域住民の赤十字活動に対する理解を促進し、更なる会員加入に取り組みます。

なお、赤十字活動資金協力者は、下表のとおり位置づけられています。

<table>
<tr><th>名称</th><th>社法上の社員の位置づけ</th><th>定義</th><th>金額</th><th>権利</th><th>加入形態</th><th>籍の管理保管</th></tr>
<tr><td>会員</td><td>社員</td><td>本社の目的に賛同し、活動を支援し運営に参画する個人、法人（運営に参画する支援者）</td><td>2,000円以上</td><td>社法上の権利を有する</td><td>継続的加入</td><td>支部において社員籍を台帳管理する</td></tr>
<tr><td>協力会員</td><td rowspan="2">社員以外の支援者</td><td>本社の目的に賛同し、活動を支援する個人、法人又は団体（幅広い支援者）</td><td>500円以上2,000円未満</td><td rowspan="2">社法上の権利を有しない</td><td rowspan="2">単年度加入</td><td rowspan="2">支部及び地区・分区において証憑として定められた期間、適切に保管する</td></tr>
<tr><td>寄付者</td><td>定義なし
※例）匿名による資金協力、継続性のない資金協力、現物寄贈など</td><td>寄付者の金額は問わない</td></tr>
</table>

（2） 地区・分区との連携強化

地域のニーズにあった様々な赤十字活動を展開していくためには、地区・分区との連携を欠かすことができません。このため、地区・分区訪問を行い、地域の活動資金募集の現状や問題点を的確に把握し、地区・分区との連携を強化する中で、地域に合った活動資金募集の対応策を提案するなど、地区・分区における赤十字事業の推進を図ります。

（３）赤十字活動資金の安定確保

赤十字事業の充実を図っていくためには、活動資金の安定的確保が不可欠ですが、人口の減少に加えて、人々の意識や生活スタイルの変化も重なり、近年、活動資金募集額は逓減傾向にあります。このような状況を踏まえ、これまでの個別訪問による活動資金募集を基本としつつ、地区・分区の理解と協力を得ながら町内会・自治会未加入世帯や若年層に対するアプローチとして、個人のライフスタイルと利便性に配慮した活動資金募集方式の取組を推進します。

① 町内会・自治会未加入世帯や若年層への対応として、ホームページの内容を見直し、新たにＳＮＳやＹｏｕＴｕｂｅの活用など、わかりやすいホームページづくりを推進します。

② 災害時に義援金や救援金で支援していただいた方への赤十字活動全般に関する情報提供を通じて、活動資金への寄付を呼びかけます。

③ 活動資金募集の選択の一つとしてホームページからのクレジットカード決済による会員加入方式や口座振替による寄付の普及を図ります。

④ 遺贈パンフレットを活用し、信託銀行、税理士会等を通じて、香典返し・遺産等の寄付の呼びかけを行います。

⑤ ダイレクトメール等により赤十字事業への理解促進と活動資金募集を行い大口法人会員の加入勧奨を行います。

（４）令和２年度活動資金目標額

日本赤十字社が「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を現実にし、人道的任務を継続していくためには、安定した財源が必要となります。

一方、自治会などの地域コミュニティ組織の衰退、人々の寄付に対する意識・考え方の変化、多種多様なＮＧＯやＮＰＯの台頭など、赤十字活動を支える活動資金の募集を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうした状況の中で、今後も日本赤十字社が「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という強い意志をもって、時代と共に変化する社会の課題やニーズに柔軟に対応し、赤十字の使命を果たし続けるためには、より多くの会員の理解・協力を得ながら、更なる赤十字事業の推進を図る必要があります。

三重県支部の令和２年度活動資金目標額については、前年度と同額を設定し、地区・分区や自治会、法人等関係機関の理解と協力を得ながら目標額の確保に努めます。

（単位:千円）

区　分	令和2年度目標額	令和元年度目標額
地区分区扱い	253,000	253,000
支部扱い	29,000	29,000
計	282,000	282,000

（５）企業・団体との連携強化

一般社資募集額が人口の減少に伴い、逓減傾向にある中で、法人会員の増強を図る必要があります。赤十字運動に理解を示す企業・団体と連携し、その加入促進に努めます。

（６）有功会組織の強化と連携

有功会は、日本赤十字社の金色・銀色有功章受章者の有志の方々により組織され、赤十字活動を支援する団体です。

三重県支部の様々な活動を情報発信するとともに、活動内容の充実等を通じて、会員はもとより、有功章を受章された未加入の方々への参加を求め、会の主目的である「赤十字事業の進展の支援」と「会員相互の交流と親睦」を積極的に推進します。

① 令和２年度日赤紺綬・有功会会長協議会総会の開催

各都道府県の紺綬会・有功会の会長により組織され、日本赤十字社の社業振興に寄与するため相互の連絡調整等を行う会議で、昭和４７年５月に三重県で開催されて以来、２回目の全国総会を開催します。

開催日　令和２年１０月１日（木）～２日（金）

開催地　三重県伊勢市・鳥羽市

② 有功会組織の強化

日赤紺綬・有功会会長協議会総会の開催を契機として、新規会員獲得に向けた企業等への広報活動を強化し、協議会総会に併せた活動資金の募集に努めます。

１１．赤十字の普及と広報活動の推進

（１）赤十字の普及と広報活動

赤十字運動を推進するためには、地域において赤十字の「人道的活動」をひとりでも多くの人々に理解していただき、実践していただくことが不可欠です。日本赤十字社三重県支部は、令和元年に創立１３０周年の記念事業を終え、来る創立１４０周年に向けて、更なる赤十字の理念や組織・事業の根幹である会員の増強と活動資金の安定確保を図るため、赤十字をより身近に感じ、知っていただくことに重点をおいたわかりやすい広報を展開します。

そのため、「あらゆる事業・活動が広報であり、職員一人ひとりが広報担当」という認識をもって効果的で新しい情報を発信します。

① テレビ局・ケーブルテレビ・ＦＭ放送・新聞広告等による広報活動
② 路線バス等への広告掲載
③ 地域イベントへのブース出展による赤十字事業ＰＲ
④ 赤十字会員への「赤十字 NEWS」等の配布
⑤ 広報紙「日赤みえ」の発行
⑥ インターネット・ホームページの活用
⑦ ＤＶＤ等視聴覚広報資材の効果的活用

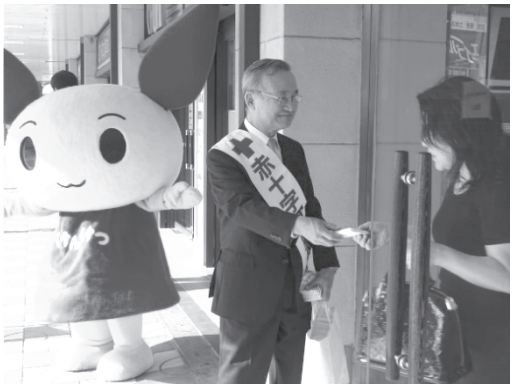

（運動月間広報活動）

（電車の中吊り広告への掲載）

１２．事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

（1）監査体制

三様監査（監事及び監査委員による監査、監査法人等による会計監査、本社監査部門による内部監査）を実施します。

三つの監査が連携して機能することで、会員や社会に対する説明責任をより一層果たし、日本赤十字社への理解と信頼性の向上を図ります。

（2）評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催します。

①令和２年６月

ア. 令和元年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件

イ. その他重要な業務に関する件についての審議

②令和３年２月

ア. 令和３年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件

イ. その他重要な業務に関する件についての審議

（3）参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催します。

①令和２年１２月

ア. 令和３年度日本赤十字社三重県支部（支部・病院・センター）事業計画等に関する件

イ. 令和３年度会員増強・会員募集運動について

ウ. その他重要な業務に関する件について

（4）研修会の開催

赤十字の職員としてコンプライアンスを遵守し、日本赤十字社の使命を自覚した上で、事業や職種を超えて、共通の目的、方向性を踏まえながら、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、次の研修を開催します。

また、一部研修についてはスケールメリットを活かして、第３ブロック支部で合同開催します。

①階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア. 新規採用職員研修

イ. 中堅職員研修

ウ. 新任係長級職員研修

エ. 係長級職員研修

オ. 新任課長級職員研修

カ. 課長級職員研修

②職能別・課題別研修

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施します。

令和２年度歳入歳出予算

令和2年度 一般会計歳入歳出予算額

日本赤十字社三重県支部

歳入

科目	2年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	(A) の内訳	
	千円	千円	千円		千円
社資収入	282,000	282,000	0	一般社資収入	259,000
				法人社資収入	23,000
補助金及び交付金収入	744	812	-68	補助金及び交付金収入	744
繰入金収入	3,720	3,600	120	資金繰入金収入	3,720
資産収入	234	0	234	資産収入	234
雑収入	3,668	2,861	807	負担金収入等	2,898
				雑収入	770
前年度繰越金	24,572	27,000	-2,428	前年度繰越金	24,572
計	314,938	316,273	-1,335		314,938

歳出

科目	2年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)-(B)	(A) の内訳	
	千円	千円	千円		千円
災害救護事業費	46,137	46,327	-190	災害救護指導事業費	20,742
				災害救護装備費	10,834
				非常災害救援物資整備費	0
				救護看護師指導養成費	14,561
社会活動費	64,657	62,094	2,563	救急法等普及費等	25,967
				奉仕団活動費	13,577
				青少年赤十字活動費	13,843
				医療事業費	3,817
				血液事業費	7,453
国際活動費	1,760	1,760	0	国際救援活動費	1,760
指定事業地方振興費	4,000	4,000	0	指定事業地方振興費	4,000
地区分区交付金支出	46,190	46,190	0	地区分区交付金支出	46,190
社業振興費	32,866	35,488	-2,622	社業振興費	19,683
				広報活動費	13,183
積立金支出	31,418	31,673	-255	災害等資金積立金	0
				施設整備準備資金積立金	25,000
				退職給与資金特別会計積立金支出	6,418
総務管理費	31,928	30,246	1,682	評議員会等諸費	599
				総務管理費	30,639
				監査委員監査費	690
資産取得及び資産管理費	11,482	13,495	-2,013	資産取得及び資産管理費	11,482
本社送納金支出	40,500	40,500	0	本社送納金支出	40,500
予備費	4,000	4,500	-500	予備費	4,000
計	314,938	316,273	-1,335		314,938

令和２年度　医療施設特別会計歳入歳出予算額

1　収益的収入及び支出

(収　　入)　　(単位:千円)

科　　目	令和２年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)	(A)　の　内　訳
第1款　病 院 収 益				
第1項　医 業 収 益	23,738,360	23,154,694	583,666	入院診療収益・外来診療収益・保健予防活動収益・受託検査収益等
第2項　医業外収益	488,872	508,671	△ 19,799	受取利息・補助金等収益・その他の収入（不動産貸付収益等）
第3項　医療社会事業収益	2,003	3,043	△ 1,040	
第4項　付帯事業収益	550,138	560,864	△ 10,726	訪問看護収益・老人保健施設収益
第5項　特 別 利 益	0	0	0	
合　　計	24,779,373	24,227,272	552,101	

(支　　出)　　(単位:千円)

科　　目	令和２年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款　病 院 費 用				
第1項　医 業 費 用	23,916,010	23,068,075	847,935	材料費・給与費・委託費・設備関係費・研究研修費・経費
第2項　医業外費用	173,541	187,897	△ 14,356	支払利息・看護師等委託養成費・本部繰出金等
第3項　医療奉仕費用	178,020	179,146	△ 1,126	医療社会事業費用・社会活動費
第4項　付帯事業費用	601,593	595,531	6,062	訪問看護費用・老人保健施設費用
第5項　特 別 損 失	4,937	5,046	△ 109	固定資産除却損
第6項　法 人 税 等	10,469	9,136	1,333	法人税、住民税及び事業税負担額
第7項　予　備　費	30,000	30,000	0	
合　　計	24,914,570	24,074,831	839,739	

収　支　差　額　　△ 135,197 千円

2　資本的収入及び支出

(収　　入)　　(単位:千円)

科　　目	令和２年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款　病 院 収 入				
第1項　固　定　負　債	0	0	0	
第3項　その他資本収入	1,477,446	1,417,650	59,796	
合　　計	1,477,446	1,417,650	59,796	

(支　　出)　　(単位:千円)

科　　目	令和２年度予算額	前年度予算額	比較増減	
第1款　病 院 費				
第1項　固　定　資　産	267,630	207,630	60,000	
第2項　借入金等償還	1,209,816	1,210,020	△ 204	
合　　計	1,477,446	1,417,650	59,796	

3　予算の積算基礎となる患者数

(単位:人・円)

科　　目		令和２年度予算額	前年度予算	比較増減	
外 来 患 者 数	年　　間	266,200	252,000	14,200	
	1日平均	1,100	1,050	50	
入 院 患 者 数	年　　間	219,950	222,948	△ 2,998	
	1日平均	603	609	△ 6	
※ 在院患者延数	年　　間	202,160	204,664	△ 2,504	※ 令和2年度より、予算編成時の入院診療単価は在院患者延数にて算出
	1日平均	554	559	△ 5	
外来診療単価	1日1人当たり	25,000	23,500	1,500	
入院診療単価	1日1人当たり	75,000	75,000	0	
〃（※による）	1日1人当たり	82,000	81,700	300	※ 令和2年度より、予算編成時の入院診療単価は在院患者延数にて算出

案 内 略 図

1. 三重県支部

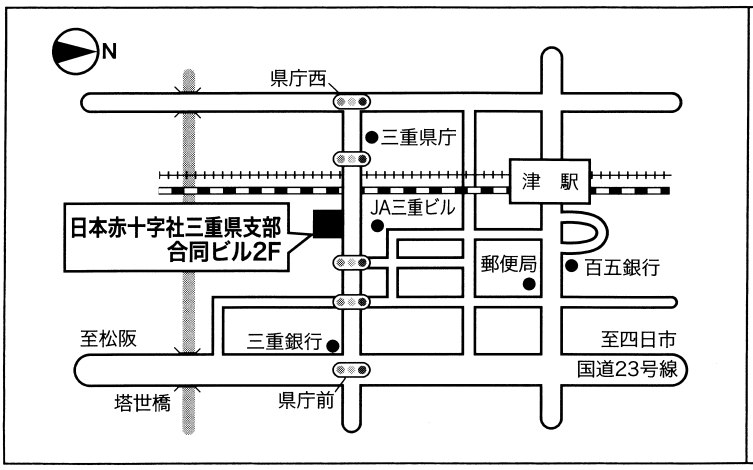

住所 ： 〒514－0004

三重県津市栄町1－891

TEL： 059－227－4145(代表)

FAX： 059－227－6245

2. 伊勢赤十字病院

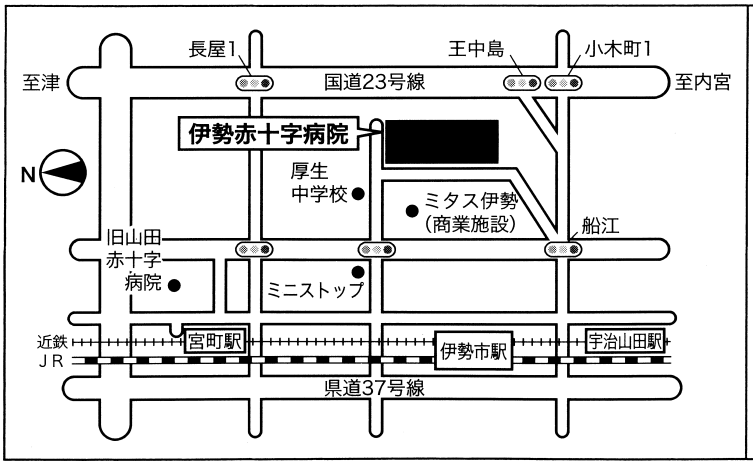

住所 ： 〒516－8512

伊勢市船江1丁目471－2

TEL： 0596－28－2171(代表)

FAX： 0596－28－2965

3. 三重県赤十字血液センター

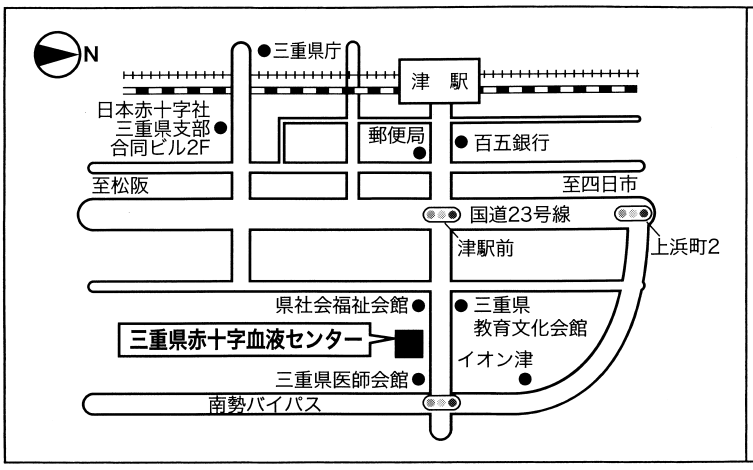

住所 ： 〒514－0003

三重県津市桜橋2－191

TEL： 059－229－3580(代表)

FAX： 059－229－3589

令和２年度事業計画書

発行　　令和２年　３月
発行元　日本赤十字社三重県支部

住所　三重県津市栄町１－891
TEL　059－227-4145(代表)